		日	号外	ページ
一二三	財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	二		六
一二四	国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件	二		六
一二五	財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件	二		六
一二六	平成二十四年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件	二		六
一二七―一三〇	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	三	特11	一
一三一	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	六	81	一
一三二	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	六	81	三
一三三―一三五	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	六	81	三
一三六	財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件	六	特13	六九
一三七―一四三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	83	三
一四四―一四六	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇	83	九
一四七	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一〇	83	一〇
一四八	財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一六		四
一四九	財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一六		四
一五〇	外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件	一六		四
一五一	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件	一六		四
一五二	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの輸入数量を告示する件	二七		四
一五三	平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	二七		四
一五四	平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	二七		四
一五五	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二七	97	二一
一五六	**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省** 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件	二	76	一六
一五七	**財務省、農林水産省** 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件	六	特13	七六
一五八	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八		三
一五九	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	一八		三
一六〇	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	一八		四
一六一	**財務省、農林水産省、経済産業省** 株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示	二〇	92	九
一六二	**財務省、経済産業省** 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件	六	特13	七六
一六三	我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する告示	六	特13	七八
一六四	**国税庁** 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件	一三		四
一六五	〃	二七		四
一七一	**文部科学省** 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の名称及び代表者の氏名の変更の届出があった件	二		六